

帰還困難区域の特別通過交通について

平成 24 年 12 月 14 日
平成 25 年 6 月 3 日改定
平成 26 年 1 月 1 日改定
平成 26 年 2 月 22 日改定
平成 26 年 9 月 15 日改定
平成 26 年 12 月 6 日改定
平成 27 年 2 月 28 日改定
平成 29 年 9 月 20 日改定
平成 30 年 4 月 19 日改定
平成 30 年 6 月 15 日改定
平成 30 年 8 月 2 日改定
平成 31 年 3 月 25 日改定
令和元年 9 月 5 日改定
令和 2 年 3 月 4 日改定
令和 2 年 3 月 5 日改定
令和 2 年 10 月 1 日改定
令和 2 年 12 月 10 日改定
令和 3 年 10 月 1 日改定
令和 3 年 11 月 30 日改定

帰還困難区域の特別通過交通に関する関係市町村会議
原子力災害現地対策本部
福島県
田村市
南相馬市
川俣町
広野町
楢葉町
富岡町
川内村
大熊町
双葉町
浪江町

葛尾村
飯舘村

今回の申し合わせに参加する関係市町村等の復旧・復興の推進を図るため、関係市町村等は、帰還困難区域の特別通過交通に関する関係市町村会議を設置し、帰還困難区域が設定されている市町村、旧警戒区域の市町村等関係市町村において、復旧・復興に資する用務等がある場合には、防犯対策等所要の措置を講じつつ、帰還困難区域内の主要幹線道路の通過を認める枠組みについて協議を行ったところであり、協議の結果については、別紙のとおり申し合わせる。